

平成 2 2 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 1 0 日（金曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 2 2 年 9 月 1 0 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 3 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について
（提案説明）
- 日程第 3 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の
議決について
- 日程第 4 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につい
て

- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について
(質疑、委員会付託)
- 日程第 1 9 一般質問

出席議員 (1 3 名)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 北 村 道 生 議員 | 2 番 内 山 議員 |
| 4 番 田 中 勲 議員 | 5 番 三 林 輝 匡 議員 |
| 6 番 神 保 美 也 議員 | 7 番 南 靖 久 議員 |
| 8 番 三 鬼 和 昭 議員 | 9 番 與 谷 公 孝 議員 |
| 1 0 番 大 川 真 清 議員 | 1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 1 2 番 三 鬼 孝 之 議員 | 1 3 番 高 村 泰 徳 議員 |
| 1 5 番 中 垣 克 朗 議員 | |

欠席議員 (3 名)

- | | |
|------------------|------------------|
| 3 番 端 無 徹 也 議員 | 1 4 番 濱 口 文 生 議員 |
| 1 6 番 真 井 紀 夫 議員 | |

説明のため出席した者

- | | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 岩 田 昭 人 君 |
| 副 市 長 | 横 田 浩 一 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 宮 本 忠 明 君 |
| 市長公室長 | 仲 明 君 |
| 市長公室参事 | 川 口 拓 也 君 |
| 総務課長 | 三 木 正 尚 君 |

防 災 危 機 管 理 室 長	川 口 明 則 君
税 務 課 長	奥 村 和 俊 君
福 祉 保 健 課 長	大 倉 良 繁 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
建 設 課 長	大 屋 一 君
新 産 業 創 造 課 長	奥 村 英 仁 君
水 産 農 林 課 長	小 倉 宏 之 君
水 産 農 林 課 参 事	上 田 敏 博 君
水 道 部 長	佐 々 木 進 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	諦 乘 正 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	中 森 將 人 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	世 古 讓 治 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	大 川 一 文 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	川 端 直 之 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監	内 山 善 嗣 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱 野 薫 久 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	山 本 和 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹 平 專 作
議 事 ・ 調 査 係 主 査	岩 本 功

〔開議 午前 9時58分〕

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口文生議員は病気のため、また、3番、端無徹也議員と16番、真井紀夫議員は、所用のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番、内山 議員、4番、田中勲議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本定例会に追加提出させていただきました議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」につきましてご説明いたします。

過疎地域の要件や期間を改正する過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が平成22年3月に国会で可決・成立し、本市も本年4月1日から過疎地域指定を受けました。過疎地域指定を受け、地域の自立促進を図るために、総合的かつ計画的な対策を講じるため、三重県と協議の上、尾鷲市過疎地域自立促進計画（案）を策定いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明のありました議案に対する質疑につきましては、この後、既に提案理由が説明されております議案と一括して行っていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第3、議案第47号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から日程第18、議案第63号「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」までの計16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました16議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております16議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。よって、議題の16議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問準備のため、5分間休憩をいたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時04分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、6番、神保美也議員。

〔6番（神保美也議員）登壇〕

6番（神保美也議員） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。今回は、森林・林業政策についてお伺いしたいと思います。

まず、森林の構築についてであります。

森林は、優良木材の供給など、再生可能資源としての利用はもちろん、水源涵養、治山治水、生物多様性の保全、景観、レクリエーションなど、多面にわたる機能を有しています。これら伝統的な機能に加え、近年では地球環境問題・資源問題の深刻化から、二酸化炭素の吸収源やエネルギー源としての役割が加わって

きているほか、地方における雇用の受け皿としての林業に注目が集まるなど、森林に対する期待は高まる一方であります。

このような状況を踏まえ、農林水産省においては、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針となる「森林・林業再生プラン」を作成する基本認識を示しております。

また、菅直人首相は、所信表明演説の中で、「林業再生を期待できる好機にある」と唱え、林業復活を後押ししていく考えを示しております。さきの国会では、低層公共建築を木造とする努力を義務づける法律ができました。実態に即した振興策をどんどんと実行して行ってほしいものであります。

一方、三重県では、三重の森林づくり基本計画において、森林の多面的機能の発揮、林業の持続的発展、森林文化及び森林環境教育の振興、森林づくりへの県民参画の推進を四つの基本方針として森林・林業施策を展開しており、特に県民しあわせプラン第2次戦略計画では、重点事業に、「森林再生『三重の森づくり』」を位置づけ、林業生産活動を通じて森林の多面的機能を発揮させるため、緑の循環の拡大に取り組む等、平成22年度予算額76億7,000万円が計上されております。

このような状況の中、本市においては、本年度第1回定例会における市長の所信表明によると、放置林の増加による環境保全が課題になっており、森林の有効活用による公益的機能の維持などに、間伐特別措置法に基づく補助事業を活用し、森林整備の充実に努めていく考えを示されました。

当初予算の主要施策においては、緑化普及事業林業振興補助事業、国県補助事業の森林環境創造事業、高齢林整備間伐促進事業などの事業予算が計上され、施策が展開されているところであります。

森林面積が1万7,705ヘクタールと、市の総面積の約90%を占めている本市は、「水産業のまち、魚のまち」と並び、まさしく「森のまち、木のまち」であらねばなりません、重要かつ多面にわたる公益的機能の観点からも、森林の適正管理が必要であり、本市独自の森林づくり基本計画の樹立、基本方針等の作成も必要と思います。市長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、林業・木材産業についてであります。

木材の国際的な需給変化により市場の変化が見えてきております。林業に少し

光が差し込んできたと言われてはいますが、当地方の現状は国産材離れなどによる低迷が続いていることや、林業の採算性の低下、林業従事者の減少・高齢化による人手不足などにより極めて厳しい状況にあり、特に主伐時における収入が減少しており、国庫補助事業等を利用しなければ持続的森林経営の維持が難しい状況にあります。

また、木材産業においては、尾鷲ヒノキプレカット工場及び尾鷲内装材加工場では、尾鷲ヒノキの需要拡大・高付加価値化を図るため、時代に対応した製品を生産しています。これらの施設では、地域産材の利用促進に向けた近代化の促進や、改正建築基準法など法律への適応を図り、木材生産の低コスト化と近代化に向けた対応も必要であり、課題が山積しております。

木材市場を始め関連業界においても、厳しい状況の中で必死の取り組みがなされてはいますが、現状においては、安定した経営の展開が難しく、木材産業集積を構築するまでにはつながっておりません。

今後、制度面や実践面等での大幅な見直しが行われるとのことであり、期待が高まるところでありますが、この状況に対して、どのような力強い支援ができるのか、基幹産業の再生に重厚で継続的な施策の推進が望まれますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、市有林管理計画についてであります。

5,034ヘクタールに及ぶ市有林の適正な施工が必要なことは、永年言い続けられてきました。今後においても、FSCの理念に基づく森林管理における目的・目標に向かって森林整備を進められるものと思います。市有林事業については、平成24年度からの主伐が計画されておりますが、具体的な計画についてお聞かせいただきたいと思います。

全国的な業界の傾向としては、保育という長い苦難の時代を経て、これからはいよいよ木材生産を本格化させる時代を迎えるわけであります。切り尽くしてしまった戦後と異なり、育ててきた蓄積をもとに、成長量の範囲内で伐採し、切ったら植えるという持続可能な形で木材生産を行うことができるようになれば、林業は再度、地域経済を支える柱としての役割を持つことになると思います。ほとんどの林業は、それまでの木を育てる一方で売り上げが立たない保育の時代から、木材を間伐によって利用する新たな時代を迎えようとしております。保育から利用への転換に成功し、持続可能な形で安定した木材生産が行われるようになることは、地域資源が付加価値創造の源になるということであり、林業が地域に与え

るインパクトは我々の想像をはるかに超えるものになるはずであります。新たな市有林管理計画を立てるに当たり、林業再生の具体的な道筋を明らかにするとともに、持続可能な林業を目標とし、これらの期待に的確にこたえられる森林管理を実施することを目的とした中長期的な計画でなければなりません。森林・林業政策についての市長の所見をお伺いしたいと思います。

壇上からの質問を終わります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 神保議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市独自の森林づくり基本計画の自立についてであります。全国の森林は、耐える森林経営が続いており、本市もその例外ではなく、経営を放棄する小規模な森林所有者も少なくありません。これは、長らく続く材価の低迷によるものであり、その要因は、外国産材の輸入による国産材の圧迫や景気低迷により国産材の購入意欲が低下していることなど、国内における国産材の受給バランスがとれていないことにあります。こうした状況の中、国において、森林・林業政策の指針として森林・林業再生プランが示されました。この森林・林業再生プランでは、今後10年間において、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るためには、最低でも5,000万立方メートルの木材生産量を確保し、木材自給率を50%以上にする必要があると位置づけており、木材生産に必要な人材育成や路網整備、地域に応じた作業システムの構築を進めることとなっております。今後、国、県においては、この再生プランに基づいて基本計画の見直しが行われてまいります。本市におきましても、その基本計画に基づいた森林整備計画の見直しが必要となってまいりますので、その中で本市の状況に応じた林業施策の策定に努めたいと考えております。

次に、本市の取り組みにつきましては、従前より国、県の補助金や森林総合研究所の受託造林事業等を活用しながら森林の育成を図っているところであります。林業経営は中長期にわたることから、持続的な経営を行っていくためには、中間収益をどのように上げていくかが課題となります。本地域では地形が急峻であるため、大型の林業機械の導入による間伐材の搬出が難しく、今後は小型機械の利用による作業システムの構築や技術普及が必要であると考えております。新技術の普及について調査・研究することにより、林内残渣の利用が可能となり、木材バイオマスの生産も可能となることから、結果として中間収入の確保につながる

こととなります。また、本市と森林組合おわせにおきましては、林業の低コスト化、省力化を図るべく、林道等の基盤整備に努め、維持補修費用を低減させるべく舗装等の改良を実施し、将来の経費節減を図っているところであります。また、県では、木材をむだなく販売利用するべく体制整備に取り組まれているところでありますので、本市では、この制度に参加すべく、森林所有者や森林組合おわせとの情報交換や協力体制の構築の検証を実施してまいりたいと考えております。

次に、林業・木材産業の集積についてであります。幸いにも本市では乾燥機や尾鷲ヒノキプレカット工場、尾鷲ヒノキ内装材工場の整備が行われており、さらに最近では、建築法の改正に対応するべく、高温乾燥機の導入に対しまして補助を実施し、木材の加工体制について整備を進めてきたところであります。今後、木材産業を活性化させていく上では、これらの関係機関が連携することが必要不可欠であり、その相乗効果により尾鷲ヒノキの販路拡大につながるものと考えております。また、尾鷲ヒノキの需要を喚起するために、公共建築物等の木材利用促進に関する法律にかんがみ、その用途と費用を勘案しながら、尾鷲ヒノキの積極的な利用を進め、尾鷲木材協同組合が建築したモデルハウス等との連携を図るなどPRを進めてまいりたいと考えております。今後、市有林につきましては、議員のご質問にもありましたように、平成24年度からの主伐計画を立て、実施に向けて調査を進めているところでありますが、ここに来て材価がさらに低下しているところであります。そのため、平成23年度に市場価格調査の試験的事業としまして、近隣の市場へ主伐材の搬出を実施し、価格と経費の調査を行いたいと考えております。この主伐計画の意図としまして、これまでも述べてまいりましたが、尾鷲ヒノキが名前だけの幻のブランドとならないように市場に提供していく必要がありますので、採算割れが出ない範囲におきまして、尾鷲ヒノキを市場へ供給したいと考えております。市場での高い評価を受けることができれば、当然ながら尾鷲ヒノキの市場での存在感が高まり、森林所有者も木材を市場へ出しやすくなるものと考えております。高値で取引された結果として、再造林といった森林整備への再投資につながり、森林の持つ水源涵養や国土保全是もちろん、市民の安心・安全につながるものと考え、さらには作業員等の雇用も確保されますので、その効果は多岐にわたると考えております。

市有林主伐計画につきましては、現在、具体的な内容を構築中であり、来年度に報告する予定であります。

議長（南靖久議員） 6番、神保議員。

6 番（神保美也議員） 市長の答弁の中で、基本計画の樹立ということについては、国の森林再生プランに基づいて、国、県の基本計画の見直しがあると。それを見た上で、本市としての状況においた林業施策の策定をするということであります。ただ、本市は他市と比べて、先ほども申し上げましたように、市の総面積の90%を占めている、本当に「森のまち、木のまち」なんですね。このまちを、これまでいろいろと先代が苦労されて今があるわけですけども、これからもやはり中長期的な計画の上で施策が必要だと思えます。

そこで、例えば田辺市なんかにおいても、そういう森林関係の条例等も詳しく策定されておったりして、山全体、森林全体のルールづくり、そういうものもあるかに聞いておりますので、どうか尾鷲においても、やはりこれから森林に対する期待が高くなってきているわけですから、よろしく対応をしていただきたいと思えます。

また、森林・林業の本市の取り組みということについては、持続的な経営を行っていきけるまでには今っていないということであります。また、そのために中間収益も上がっていないと。この中間収益を上げるための対策を、例えば森林組合とか森林所有者と協議しながら構築していきたいとのことでございます。持続的な森林経営や木材産業集積を構築していくには、やはり社会情勢や市場動向に的確に対応していかなければならないと思えます。まず、森林組合とのさらなる協力体制の確立は当然であります。尾鷲林業振興協議会、これらの組織をさらに充実して、例えば、マネジメントというんですか、経営にもいろいろと検討・調査ができるような、例えばプロジェクトチーム的な活動も機能する体制づくりというものも必要であると思えます。それらについては、やっぱり関係団体、それから市民の理解・協力ももちろん必要であります。まず、それらの事業推進に十分力を発揮できるような、例えば担当課の充実も今後考えていっていただきたいと思えます。

それから、今後の林業は、もちろん高度な知識や技術を必要とする産業であり、林業従事者の養成に体系化された人材養成制度等の設置が求められています。森林組合等ではそういうところに相当力を入れているようですが、森林所有者の皆様方においても、やっぱり現場での技術的な習得というのか、そういうものも相当期待がかかっております。どうかその辺についても、今後対応を考えていただかなければならないことだと思えます。

私は、今回の質問で一番メインは、市有林の主伐計画の問題であります。平

成 24 年度からの主伐計画の実施に向けて調査中であり、平成 23 年度においても試験的な事業を実施しながら調査を続けていくということでもあります。もちろん主伐計画の意図も述べられました。市場価格低迷の折から採算割れが出ない範囲において市場へ供給していきたいと思っておると、そのことによって、尾鷲ヒノキのブランド名を廃れることなく維持していくような方向で持っていきたいとこのことでもあります。確かにそういうことも当然必要であります。ただ、主伐を始めても、市場においてどれだけ回復するかは予想できませんが、素人なりに考えると、とてもやないが売り上げ、経費との差益に期待が持てるような予測は難しいと思います。たとえ差益が出たとしても、今後のそういう近代化とかいろんな改善策とか、いろんな機械とかの導入、そういうものの費用に当然費やされてしまうのであろうと思います。もちろん間接的、波及的な効果を期待しておりますが、今後の課題として、もっと深い検討を行って対策を立てていただきたいと思っております。これらのことについて市長のお言葉をいただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 林業の醸成は、恐らく林家の皆さん、いろんな市民の方が考えるよりも非常に深刻であります。尾鷲に一つある木材市場、ここに木材が集まらない、原木が集まらない、切っても損するだけですから切らないというような状況、そういった中で、国や県等もいろんな施策を展開しておりますけども、しかし、それでもなお非常に厳しい、そういった中で、みんながいろいろ知恵を絞って森林を守っていかなん、これは市民の皆さんもみんなが思う願いであります。今までの森林の多面的機能、これを守っていくことはもちろんのことです。新しい考え方として、例えばカーボン・オフセットといったような動きがあります。こういったものにみんながもう少し知恵を絞って、尾鷲の森林を全国に認めてもらうようなシステムができないか、そういったことも真剣に考えていかなんかのじゃないかなと、今、痛切に思っております。

それで、市有林の主伐計画であります。ご存じのように、平成 20 年 4 月 17 日からの尾鷲市有林管理計画書というのが作成されております。この中で森林管理の目標を三つ挙げております。一つが生産性の維持、それから二つ目が森林生態系の健全性と生物多様性の確保、それから保健・文化・教育の確保、こういった森林管理の目標を三つ掲げて市有林を管理していこう、他の林家に負けないように市有林も頑張っていこうというような計画を立てております。

その中で、平成 24 年度からの主伐計画を立てておりますけども、これはただ

単に木を切って売る、もうけるという意味だけじゃなしに、森林を適正に持続可能な限り維持していくために主伐を行う、森林生態系の健全性と生物多様性の確保のためにも主伐というものは必要な作業であります。それから、現在、60年生以後の林齢の人工林が非常に多い、こういった林齢の平準化をする、これは林家にとって大きなテーマであります。このテーマを克服していくには非常に長い年月がかかります。1年や2年ではとてもできません。恐らく100年のスパンで考えていかなければ林齢の平準化はできない、そういった長い目でもった市有林の管理計画でもって主伐を行うということであります。まず第1に、市場に材木が集まらない、こういった状況を克服するためには、何としても尾鷲市の持っている市有林から原価割れしないような価格であれば、これは何はさておいても提供しなきゃならんのではないかと。そうでなければ尾鷲ヒノキのブランドのサイクルが回らない。だから、主伐計画はもちろん成長量だけの範囲で切っていくわけです。1年間の成長量に合った木を切っていく。このことは最低限のルールでありますけども、それをもって主伐をかけ、それで尾鷲市の地域経済に少しでも貢献する、そういった考えで主伐をかけるものでありますので、私としては、原価割れするようでは困ったもんでありますが、少々原価に見合うような形であれば、何としても主伐はかけ、尾鷲の地域経済、林業に少しでも貢献をさせてもらいたいというふうに考えています。

そういった中で、もうなりふり構わず、尾鷲木材のために、地域振興協議会、森林組合おわせはもちろんでありますが、そういったいろんな組織と連携して、もう一度尾鷲ヒノキのブランドを再生していきたいというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 6番。

6番（神保美也議員） 市長の政策というか方向性についてはよくわかりました。ただ、各論においては今後いろいろと具体的なテーマ、課題を十分検討していく上で推進していただきたいと思っております。

きょうは、私は時間がありますので、皆さん十分ご存じのことですけども、市民の皆さんもたくさん見えていますので、一応数字等も挙げて、今までの経緯とかこれからの取り組みについて、少し市長との山談議、森談議ということになるかもわかりませんが、そのぐらいの程度で聞いていただきたいと思っております。

尾鷲市の農林水産業費の中で、これは当初予算ですが、平成13年から平成22年までの林業費、山林事業費、受託造林費というものの数字をまとめてみました。まず、尾鷲の、これは育林だけではないということですが、主に私は育

林の経緯と見ております。これまで、22年度まで過去10年間において林業にかけた公的資金というか予算は、総額21億8,285万2,000円であります。これは当然当初予算でありますので、決算時においては変動があることは当然であります。そのうち国、県の支出金、国、県にいただいたお金は4億5,904万3,000円あります。一般財源というんですが、我々尾鷲市が独自で12億2,982万3,000円、プラス地方債として2億2,420万円がこれまで予算として計上され、(聴取不能)展開されております。その中で、一般的な林業費としては13億4,556万1,000円あります。これは、林業総務費、林業振興費、それから林道開設・改良費等であります。大きな額であります。この尾鷲市有林、我々が今、主伐等で関心を持っている山林事業費として直営林造林費というのがあるんですが、10年間で5億8,131万5,000円、これは管理費と保育費を含めてであります。この中で、一般財源から5億2,101万9,000円、ほとんどが一般財源でいっております。いわゆる1年にざっくりばらんに5,000万円以上の直営林造林費として費やしてきているわけでありまして。ほかに受託造林費として緑資源造林費というんですか、2億5,597万6,000円、これは管理費、保育費、植付費を公団からいただいているわけですから、一般財源としては一銭も必要がないということでありまして。

以上のように、過去10年間において山林への公的資金が投入され続けてきております。これからも当然これは固定経費として必要であろうと思っております。今後においても、同程度の予算措置が必要であります。このような公的資金投入に対する市民に対する理解が当然必要であると思っておりますが、市民に理解していただくための説明が当然必要であります。先ほどそのことについては、市長は述べられておりますので、また補足がありましたらお願いしたいと思っております。

それに対して、尾鷲市の資産、財産、そういうものについては、先ほど申しましたように、市の総面積の約90%、1万7,705ヘクタールが森林であります。この1万7,705ヘクタールの森林を行政として責任を持って役割を果たす金額は、10年で21億8,285万2,000円ということだと私は理解しております。市有林の面積ですが、5,034ヘクタール、市有林直営における杉、ひのきに限って申し上げますと1,175.99ヘクタールとされております。市の計画による平成24年度における50年生以上の木、50年以上たっており杉、ひのきは674.24ヘクタールあると言われております。広大なものですね、これは。この山は、24年度、来年、再来年で50年以上になるわけですけども、

最近いろいろ見せていただいても、これは雄大ですね、尾鷲市有林というのは、すごい思います。ただ、これまでいろいろな財政上の状況があって、非常に手入りがされていないということで、残念ながら入札にかけても不落というようなことも過去にはあったと思いますが、その後、担当課等に聞いてみますと、相当手入りがされて立派なもんだということを聞いております。

また、それ以上に、30年ごろには緑資源機構との分収造林契約地、先ほどの受託造林費の分、これも主伐が可能になるということですね。例えば、市長が申されましたように、年間11ヘクタールの主伐を実行するに当たっても、恐らく延々と五、六十年じゃなしにもっと長く続くであろうと言われております。収益は別ですけども。

以上のように、尾鷲の状況はそうなのですが、ちなみに24年度から主伐する11ヘクタールというのは、どのぐらいの価値なのか、どのぐらいの量的なものなのかということも、ちょっと大ざっぱですが参考にしますと、1ヘクタールは約3,000坪ということですから、11ヘクタール、3万3,000坪ということになるんですよ。1ヘクタールには六、七十年のひのき、杉は、優秀なところは1,000本ぐらいとか1,500本ぐらいが標準だろうということであります。

熊野古道センターがひのきを使って建設されました。これは、熊野地域の27の産地より6,549本のひのきを搬出してつくられたと言われております。これだけの木材を調達するには、単純に言って五、六ヘクタール分の山が必要なわけです。ということは、毎年11ヘクタールずつを主伐すると、量的には熊野古道センター2軒分ぐらいの主伐がされるということであります。私も自分のためにいろいろと理解するために調べてみたわけであります。

そのようなことについて、市長のご意見がありましたらお伺いしたいと思いません。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 林業というのは、先ほども申し上げさせてもらったように、長いスパンで考える必要があると。それはもう皆さん、ご存じのとおりで、100年とかそういったスパンで考えなければならない。例えば、過去10年間の予算をとって、これはどうやという話になると、例えば、そのときにちょうど保育の時期に当たっていたということであれば、これは当然予算がかかるのは当たり前話であります。やはり予算額もさることながら、そのときの山の状態がどうだ

ったのかということを見なけりゃならんのではないかというふうに思っておりますし、我々ももっと市民の皆さんには森林の多面的機能、環境に優しい機能、そういったものをアピールしていかなければならないとは思っておりますけども、しかし、これだけの予算をかけたといっても、そういった多面的機能、森林保全、水源涵養、あるいは地面の保持とか、そういったことを考えれば、きっと市民の皆様にもご理解をいただけるというふうに思っております。

それから、主伐の面積とか本数とか、そういったものはお示しをいただきましたけども、計画的に、先ほど言われたように60年生の山が670ヘクタールもあるというような状況だったわけですので、それを平準化するためにいろんな間伐をかけて林齢の平準化を目指しているところでありますので、本数とかそういったものは森林の多面的機能を保持するとか、あるいはもちろん優良材の生産というものは必ずついてくるわけですけども、そういったことを考えながら主伐をかけていく、それは計画的な面積でありますので、ご理解をいただきたい。しかし、金額については、一応公共の構築物に木材を利用しなさいといったような法律はできましたけども、その内容についてはまだ未定でありますし、それが果たしてどんな追い風になるかというのはわからない話ですので、主伐した木の金額がどんな額になるかというのは、これからの調査課題であるというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 6番、神保議員。

6番（神保美也議員） 市長のますますの森林・林業に対する関心を深めていただくことを期待したいと思います。ただ、これまでもそうですが、森林経営というか林業経営という中においては、市有林の経営においてとの比較は、これは到底無理だと思います。確かに公的な役割というのはありますから。ただ、市場で競争するわけですから、その意味においては、公的なことであろうが民間であろうが同じ土俵になるわけですので、ぜひその辺も十分考えた上で、競争原理というか経営原理というか、そういうものも市場原理というのも十分取り入れた上で、今後の主伐計画、管理計画を立てていただきたいと思います。ややもすると、材木、資源が曲がりなりにもお金になるということになると、やっぱり財政難という背に腹は変えられんようなことになって、思っていたより多く伐採、皆伐してしまったというような、そういう収穫したい誘惑にかかる可能性も、私自身であればあると思います。その辺も十分考えて、戦後の復興特需の際の皆伐の繰り返しにならないように心していただかなければならないと思います。

市長が言われるように、森づくりは百年の計であります。当然一代ではなし得ない大きな事業であります、やっぱり尾鷲市も80年生以上の立木に平準化するという目標を持っているわけですから、これに対する、先ほど市長が言われましたけども、平準化に対する施業ということで、利用間伐等を十分活用できるような、そういう計画を立てていただきたいと思います。80年生以上の立木のあ、手入れの行き届いた山林というのを見ますけども、それは雄大なものなんですよね。そういうのが、市有林が平準化された80年生以上の木に覆われたときには、これは想像を超えた意義があると思います。我々尾鷲市は、地の利、天の利、恵みを得て、ひのきとか杉を植えて、いろいろな基幹産業として大きな波及効果を示してきたわけですが、今後、何とかこれからも少なくとも中期的な、例えば20年ぐらいは市民の皆様にも理解、辛抱していただいて、80年生の杉、ひのきが立ち並ぶ山にできるだけやってほしいと。そうなったときには資源の宝庫ということになって、自然に木材産業の集積ができてくるだろうと。当然、取り扱う市場とか関連の加工場とか仲買業者とかは、資源が量的に確保されたところに集まってくるものなんです。そういうものをぜひお願いしたいと思います。夢を見るというのはお金は要りませんけども、そういう夢を追うのはお金が要るということをおんなわかっておるとお思いますので、その辺のところを十分心して夢の実現に向かっていただきたいとお思います。

最後に、これは人の言葉ですが、「持続可能な森林経営を構築し、子孫に誇れる森林を残すことができるかどうか、それによって拡大造林の努力に報いることができるかどうか、我々はまさに運命の分岐点にいる。それは、この5年程度で決めることだろう。これは、できることかどうかではなく、やるかやらないかである」と。これは、富士通総合経済研究所の梶山恵司さんのまとめの言葉ですけども、ぜひこういうことを心して、私たち市民に20年後の夢を実現できるように、市長のかじ取りをよろしくお願いしたいとお思います。

これで私の質問は終わりますけども、市長のお言葉を最後にいただきたいとお思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 80年生の長伐期の山を目指すことも、それは当然のことありますけども、現在の例えば60年生とかそういったものを計画的に主伐していかないことには80年生の山も生まれてこない。200年生の林部も出てこないということでもありますので、もちろん長伐期を目指しますけども、そういった中

で計画的に木を切っていく。もちろん、2年以内には再造林する、これはもう当然の我々の義務でありますので、それもやっていく。そういった中で、尾鷲市の山はすばらしいというような評価をいただくように皆で頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、議員の皆さん、あるいは市民の皆さんとともに、長い目で応援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（南靖久議員） 6番。

6番（神保美也議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。これで終わります。

議長（南靖久議員） ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前10時55分〕

〔再開 午前11時03分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） それでは、一般質問を行います。

まず、女性特有のがん検診推進事業についてであります。そして、関連いたしまして、予防できる唯一のがんとも言われる子宮頸がん予防ワクチン接種と定期検診について。大きく二つ目には、須賀利地区での公共交通のあり方についてであります。

まず初めに、女性特有のがん検診推進事業についてであります。

これは、子宮頸がんと乳がんの検診については、公明党の推進で昨年度に検診無料クーポン事業が創設され、国の全額費用負担で実施され、三重県内29市町のがん検診推進事業無料クーポン使用状況がまとめられています。尾鷲市の状況は、子宮頸がんでは対象者20歳から40歳までの5歳刻みの492人、受診者は141人で、クーポン受診率28.7%と、14市中の2番目、そして29市町の中で6番目という受診順位でございました。また、乳がんでは、対象者40歳から60歳までの5歳刻みの778人、受診者は242人で、クーポン受診率31.1%と、14市中4番目で、29市町中10番目との検証結果が出ております。本年度、国もこの事業が継続されておりますが、国の負担は半分になり、残り半分は自治体が負担することになり、継続できなくなる自治体も出る中、当市ではこのクーポン事業を続けていただいておりますことに感謝申し上げたいと

思います。

ここで、今回の検診無料クーポン実施結果から3点についてお尋ねをいたします。

一つ目に、従前に比べ、受診率の向上につながっているかどうか。2番目に、早期発見等の成果について。3番目に、厚労省の無料クーポン事業について、来年度も今年度と同じ予算規模で実施する方針のようでございますけれども、市としてもぜひとも継続をしていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種と定期検診についてであります。子宮頸がんは、我が国で年間1万5,000人が罹患し、3万5,000人が死亡していると推計され、近年では若い女性の罹患が急増しております。また、死亡率が高いことから、女性の健康と生活に深刻な影響を与えていますが、ただ、ほとんどの子宮頸がんはヒトパピローマウイルスHPVの感染が原因と解明されていることや、子宮の入り口にできるために観察が容易なことなどから、ワクチン接種と定期検診により予防できる唯一のがんとも言われております。

私ども公明党といたしましても、子宮頸がんなど女性のがん対策に党を挙げて取り組み、国の2009年度補正予算で、先ほども申しました乳がん、子宮頸がん検診無料クーポンの配布の実現や、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認も政府に強く迫り、昨年10月に承認、12月には発売が開始されております。このような状況のもと、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、現在では一部自治体では公費助成が始まっております。県内では伊勢市において特定年齢に対するワクチン接種を1人当たり5万円を上限に費用助成で取り組んでおります。厚労省では、来年度予算概算要求に子宮頸がん予防ワクチンの助成事業が盛り込まれ、その内容は、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの助成事業などに対し、助成費用の3分の1相当を国が補助する予防対策強化事業として150億円が計上されたところであります。

同事業では、助成事業を実施していない市町村は対象にはならず、実施している市町村において全額助成のところもありますが、半額助成のところもあり、国が負担するのは市町村の負担分の3分の1であり、市町村にとって3分の2の財政負担が強いられることになり、国の事業として不十分さを感じながらも、子宮頸がん予防ワクチン接種の有効性を考える観点から、当市においても助成事業の展開を願うものでありますが、当市の来年度予算編成に向け、市長のお考えをお

聞かせいただきたいと思います。

次に、須賀利地区での公共交通のあり方についてお尋ねいたします。

昨年12月4日、須賀利地区にバス運行の実現を求める署名簿が須賀利地区のバス運行を実現する市民の会代表から市長に手渡されましたが、その後、今日までどのような検討がなされてきたのか、明確にお答えをいただきたいと思います。また、巡航船運休日あるいは悪天候等で欠航となった際、代替の交通手段を望む声が絶えません。運休日には直接的、間接的にも中心市街地等へのイベントなど、参加ができないなどの意見や、悪天候での欠航に際しては、医療機関等も含め支障を来すこともあるなどなど、客観的に見てもかわりの交通手段確保がぜひとも必要であると思いますが、いかがお考えでございましょうか。以上、2点についてご答弁のほどをお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 與谷議員のご質問にお答えします。

まず、女性特有のがん検診推進事業での無料クーポン券の配布で、その効果があったかということですが、まず、死因の順位は、第1位が悪性真性物、いわゆるがんであります。がんは、早期発見、早期治療が効果的なことから、検診業務に市としても力を注いでまいりました。特に昨年より国の補助事業を取り入れ、女性特有の乳がん、子宮頸がん検診につきまして、無料クーポン券及び検診手帳の配布により、がん予防の知識普及と受診勧奨に努めてまいったところであります。しかし、受診率は多少向上したものの、乳がんで12.4%、子宮頸がんで13.7%と、依然として低い数値となっております。本市といたしましては、受診率を高めるため、無料クーポン券の配布、休日検診の新設や巡回検診回数をふやすなど、さらに力を入れており、こうした機会を利用して、市民の皆様にはがん検診の受診をお願いしたいと思います。

次に、早期発見等につながったかということですが、乳がん検診の受診者数が612人に対し、精密検査及び観察を要する人が114人、子宮頸がん検診においては、受診者724人に対し、精密検査、観察及び治療を要する人150人を見つけることができ、その後、病院にて早期の検査や治療を受けていただくことができました。また、本事業を取り入れたことで、検診の必要性をさらに啓発できたという効果も感じております。さらに、女性特有のがん検診推進事業の対

象者は、乳がんが40歳から60歳、子宮頸がんが20歳から40歳までで、5歳刻みの人であり、本事業を最低5年間継続して実施していくことで、無料クーポン券をすべての対象者に配布することができると認識しており、引き続き早期受診、早期発見、早期治療に努めていきたいと考えております。

子宮頸がんは、女性特有のがんとして、日本では年間約1万5,000人の女性が発症し、毎年3,500人ほどが死亡する深刻な病気です。その原因は、ヒトパピローマウイルスHPVの感染によるものとされています。このウイルスは、一たん感染しても9割は自然消滅すると言われていますが、残り1割が持続して感染し、その一部ががんになると考えられています。子宮頸がんの原因の多くは、ヒトパピローマウイルス16、18型の2種類とされており、最近、予防ワクチンによってこの感染を予防することができるようになりました。ワクチン接種によって子宮頸がんのリスクを70%以上抑制することができることから、海外では既に100カ国以上で使用されています。日本におきましても126自治体において、三重県下では伊勢市が公費による助成を行うとともに、多くの市町でも公費助成について検討を行っております。このような背景から、厚生労働省は平成23年度予算の概算要求に子宮頸がんワクチンの公費負担を盛り込む方針を打ち出したところでございます。子宮頸がんは、現代医学で予防ができるようになった唯一のがんであります。そういったことから、本市におきましてもワクチン接種について検討を始めており、今後、国で予算が認められ、全国的に制度化されていくことが切に期待されるところであります。

一方、ワクチン接種により定期検診が必要でなくなるのかということ、そうではありません。ワクチンは子宮頸がんの原因の多くを占めるヒトパピローマウイルス16型、18型の感染を防ぐことはできますが、すべての発がん性ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことはできません。子宮頸がんを完全に防ぐためには、ワクチン接種だけでなく定期的に子宮頸がん検診を受診することが大切であると言われており、本市においても引き続きがん検診の受診勧奨に努めていきたいと考えておるところであります。

次に、須賀利地区における公共交通のあり方についてであります。

昨年12月に須賀利地区にバス運行を実現する市民の会から、安心と、より安全で安定したバス運行の実現とともに、日曜日や悪天候による巡航船の欠航時の交通手段の確保を求める署名が提出されました。須賀利地区から多くの方々の署名、総数で1,178名、うち須賀利区275名が提出されたことを重く受けと

めるとともに、須賀利巡航船の日曜運休や悪天候による欠航等により、高齢者や高校生など車を運転できない、いわゆる交通弱者にとっての不便となっていることを再認識いたしました。こうした状況を踏まえ、須賀利区の役員のほか、須賀利巡航船有限会社の役員、市担当課とで協議の場を設け、須賀利巡航船の今後のあり方について検討を重ねております。現在、島勝 - 尾鷲間においては、国、県の補助の対象である島勝線が三重交通株式会社により運航されております。須賀利地区のバス運行の実現に当たっては、このような民間により運航されている島勝線との競合を避けた路線等の策定が求められます。そのため、今後、市政懇談会において、須賀利地区でのバス運行による便益性、また一方、受益に対する負担といったメリット、デメリットを須賀利地区の方々に十分ご理解いただいた上で、バス等の代替交通の導入について総意を確認してまいりたいと考えております。

次に、須賀利巡航船の欠航時の代替交通手段についてであります。須賀利巡航船有限会社につきましては、巡航船の利用者の減少等により欠損額が増大する中、これまで減便や人件費の削減等、経営改善に向けた取り組みがなされてまいりました。そのような中、須賀利巡航船有限会社の経営改善を図るため、平成19年に開催された須賀利地区総会において、費用の縮減効果の大きい日曜日の運休について賛成多数で可決され、また、同年、須賀利巡航船有限会社総会においても承認されております。また、この際に、巡航船の運休日の日曜日に予約制などによる臨時便の運航についても協議がなされ、運賃収入の確保に向けて取り組まれております。欠航時の対応等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市政懇談会において、バスの運行など、須賀利地区全体の交通施策のあり方として、地区の総意を確認してまいりたいと考えております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。

検診無料クーポンの関係については、詳しく述べていただきました。確かに5年継続しないと、5歳刻みでございますから、全体の助成に当たらないと、こういうことでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、受診率の向上に向けては、本来、巡回検診車とかで大体固定的なあれでございましたが、今回、何か総合病院とか市内の開業医さんも診療される対象ということで、かなり利用はしやすくなったかなと思っております。ぜひこれは、受診をする側の意識もございますけれど、やはりこういったことは、なぜこうい

う検診事業をしているかというところの理解啓発を続けて行っていただければと思っています。

今回の特に子宮頸がんの部分でございますが、これは島根県の島根県立中央病院の母性小児診療部長の岩成治さんという方ですかね。この方が、子宮頸がんについて述べられております。そこには、子宮頸がんの進行では、ほとんどの女性が性交渉により子宮頸がんウイルスに感染します。先ほど市長も答弁でなされておりましたが、免疫によっては2年以内に約90%の人のウイルスは自然消滅しますと、こういうことですね。そのうちの10%の方が前がん状態になり、そのうちの約20から40%の方が浸潤がんに進みますと。感染から発症まで5年以上かかります。浸潤がんになると子宮全体を摘出するしかありません。こうなれば、患者の苦痛と負担は相当なもので、ただし、浸潤がんに至る前の段階で発見すれば、簡単な円錐切除で済み、その後、45日前後で組織はきれいに再生すると言われております。そして、妊娠、出産も可能になりますし、ウイルスも除去することができる。現在のがん検診の死亡率を低くするとの検診方針ですので、子宮摘出でもよしとしています。しかし、現在、子宮頸がんは、罹患する年齢が20代、30代と下がる傾向にあり、患者の将来を考えた場合、早く確実に感染をとらえ、浸潤がんになる前に円錐切除などの治療で子宮を温存し、妊娠、出産を可能にする治療法を主眼にしなければなりませんと、こういう先生のお話です。そのことが患者の負担を軽くし、少子化対策にも医療費の軽減にも役立つと、こういうことを言っておられます。この方は、細胞診、直接子宮頸部の細胞を取り、それで異変を発見できる精度は8割と。そして、もう一つはDNAレベルでウイルスの有無を調べると。これで96%前後の確率で感染を確認できると。こういった両立ての検診、これが大事であると、こういうことを言っておられます。これは、アメリカで始まって、今ではアメリカの国内でこの検診方式は4分の1になっているそうであります。

今後の問題としては、検診の普及と効率的な検診の実施です。現状では受診率が比較的高い年齢は、新たに子宮頸がんになる心配が少ない50代から70代の方で、最も注意しなくてはならない20代、30代の検診率はまだまだ低い状態です。検診率の向上へ若い世代を意識した受診体制の工夫、全額公費負担など、行政はしっかりとした取り組みをしないと、こう指摘しております。

こういったことを考えてまいりますと、島根県の県内では4割近くの自治体が併用検診を開始していると、こういうことも言われております。こういったこと

と、それから、昨日ちょうどタイミングがよかったと言ったらあれなんですけど、中日新聞に日本思春期学会での提言ということで、「子供に予防の教育を」というタイトルで「誤解の多い子宮頸がん」と、こういうことも、皆さん、ごらんになった方もいらっしゃると思います。こういったことを見ていきますと、特に意識調査をしますと、千葉県立の船橋東高校の先生の話ですと、結局その認識には、「遺伝ホルモン異常」というふうな答えがあったり、正解の「性行為に関係している」といったのは3割程度であったということが言われておりますので、それから、もう一点は、北海道の北星学園大学、ここでも一応調査すると、やはり子宮頸がんや性感染症の原因となっているHPVに関する設問で、正解は13.4%にとどまっていると。こういったことから、結局、一つは親が正しい情報を伝えることが大切であるということ、それから、また親の意向が大きく影響することを伺わせていると、こういうことが言われております。そして、この学会の冊子では、ワクチンで子宮頸がんを予防できるようになったのを知ることが子供の権利であり、正確な情報を伝えることは社会の義務として、学校教育についても提言していると、こういうことでございます。ですから、ある意味、誤解を解くというか、よく認識をしていく部分については、学校教育もちょっと関係してくるように思いますね。そういったところで、ちょっとこれは通告からはみ出すかもしれませんが、教育委員会として、こういう観点に立ってはどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（南靖久議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 教育委員会としましては、小中学校におきまして、それぞれの児童・生徒に誤解のないよう十分留意して、そして、それぞれの児童・生徒の理解できる範囲内におきまして、原因あるいはワクチン等の意義を十分指導していかねばならないと考えております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。

これは、先ほども言いましたが、ワクチンについては親が正しい情報を伝えることが大切ということもありますので、学校は学校で性教育を、これも新聞でも報道されていますが、性教育として取り上げにくい小学校では体の抵抗力を高めるがん予防ワクチン、エイズなどの問題を取り上げる中学校では感染予防の教育の中で子宮頸がんの原因やワクチンの意義を教えること、こういうことがちょっと指摘されておりますけれども、こういった年齢の段階によっては、それぞれ説

明の仕方が変わってくるかなと思うんですが、この辺は一応親の理解ということも大事でございますので、学校としては、例えば保護者に対するこういった投げかけといいますか、学校ではこういうことを教えています、だから、保護者の皆さんではこういうことはまたしっかりとカバーしてほしいというようなことはありませんか。

議長（南靖久議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（内山善嗣君） 現在、小学校におきましては3年生以上、中学校では全学年で保健の授業が行われておるわけです。性教育につきましては、この中で児童・生徒の発達段階に応じて計画的に行われております。子宮頸がん等につきましては、まだ知られていない部分も多くありましたので、各学校へは適切にこういった指導が行われるよう働きかけていきたいと思いますが、保護者等への啓発につきましては、懇談会等あるいは学校における研修会等を通じて行われるべきものであると考えておりますので、そういった働きかけは今後も続けていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ありがとうございます。

一つは、認識を高めていくというところが大きな問題になってくるかなと思います。

それで、市長、話がちょっと戻りますが、これは先ほど申し上げましたように、結局このHPVウイルスに感染するというのは性交渉によるということでございますし、この新聞の中にも出ていますし、また、私が紹介させてもらった島根県立のお医者さんの話にも出てきますが、結局ウイルスに感染してからワクチン接種はあまり効果がないと。ですから、特定年齢という言い方がありますが、そういう年代に入る前、低年齢のときにワクチン接種が一番有効的であると、こういうふうにして言われています。そういうことでございます。そして、そういうことを考えていきますと、大体低年齢がいいと、小学校高学年から中学生と、こういうふうな言われ方をしておりますが、我が尾鷲市の中学校の1、2、3年生の総数を、特に女子だけですが、見てみますと、現在で大体275人ぐらいですね。例えば、伊勢市と同じように公費でワクチン接種の費用負担をした場合、伊勢市は上限を5万円としております。このワクチンの接種は3回にわたって行うわけですが、そのワクチンの接種に際する費用は大体5万円前後とも言われています。5万円を超える部分は、伊勢市の場合は超えた部分は自己負担と、こういう

ことになりましたが、こういうことで、ちょっと試算をしてみますと、275人掛ける5万円で1,375万円ですね。例えばですよ。それで、今回、来年度の国の概算要求、厚生労働省では3分の1を補助するという考え方でありますから、そうしますと、された場合に約916万6,000円ということになるわけです。あとは、例えば23年度に実施していただければ、それだけの費用になりますし、再来年になりますと、今度はもう次に新しく1年生になる人数分でカウントすればいいわけですよ。そうなりますと大体310万円ということになりますね。そういうことを踏まえて、これはあくまでも任意接種でございますから、定期接種のように万一のことがあったときのことについては、予防接種法は今回適用になりませんが、任意接種ということで、これは、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構法というところが万一何かあったときには保障といいますか、その任に入るといふ、この辺の違いがございます。任意接種でございますから、今申し上げた人数分すべて100%なるかならないかというのは、これは任意ですから、何人になるかわかりませんが、そういうことも踏まえて、もう一度市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 子宮頸がんにつきましては、現代医学で予防ができる唯一のがんであるということですね。厚生労働省の概算要求の中身を見ますと、どうも対象者は中学1年生から高校1年生だというふうに聞いております。そうしますと、尾鷲では大体380人該当者がおります。接種費用を5万円と見ますと、大体1,900万円ぐらいですか。国費の補助を除くとやっぱり1,270万円ぐらいの市の持ち出しということになるようです。それはもう最初の年度だけですが、あとの後年度につきましては100人ぐらいになるのかなというふうに思っております。もちろん、補助事業がそういう形で概算要求されているところでありますので、本市におきましても、もう既に検討を始めているというところでもありますので、国の概算要求の結果を見きわめながら対応していきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

あと、須賀利の巡航船、交通手段についてであります。市長も今先ほど、平成19年に地区総会で賛成多数で云々のお話がありました。それと臨時便のお話もありましたし、今後は地区の総意を確認していきたいということでございます。

特に女性の方がそういう声が強いんですね。須賀利地区にお住まいの皆さんの、例えば片方の配偶者が亡くなられているというケースが、女性にしても男性にしても多いような話はお聞きしました。そういうことを考えますと、今回、過疎法の適用になりましたが、この過疎法、今回の特別措置法の延長は、大きな特徴はソフト面にも使えるということが大きな違いだと私は認識しております。今まではどちらかというとハード面と、こういうふうな認識でございましたが、そういうことを考えますと、今の須賀利地区における状況は、これは私も機会あるごとに申し上げておりますが、例えば、須賀利地区からこの尾鷲地区へ仕事をしたいということで、就業の機会を得ようとしても、この巡航船の欠航とか、こういうことが出てくると、非常に雇用主としても雇用条件に非常に不安定な要素があったりして、そして、雇用される側もそこらに引け目を感じて、とうとうその方はこちらの尾鷲地区へ移住したようですけど、こういうことになってきますと、ただでさえ過疎・高齢化と言われているこの須賀利地区は、どんどん人口減少に拍車がかかっていくということになりませんか。その辺、どうお感じになりますか。お尋ねしたいです。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 過疎にますます拍車がかかっていくということはもちろんなんだろうが、私の思いとしては、そうでなしに、現在、須賀利地区に住んでいる人の不便というものに思いが行くところでありますので、巡航船の問題をまず解決したい。現在、あわせて、例えばバスのいろんな利用の仕方等についても調査を進めているところでありまして、今後、須賀利地区の皆さんの意見を聞いていきながら対応させていただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 市長の思いはようわかるんですが、現実に私もいろんな交通手段、方法というものを検討しておりますという話を聞くんです。聞くんですけども、具体的にこういうパターンを検討しましたけどこうや、違った意味のこういうパターンではどうやという具体論が私に伝わってこないもんですから、ですから、こういうケースを考えましたけど、現在、こういう問題点があるとか、こういったことは、10、11、12と、あと3カ月もしますと1年になってきますから、これは確実に要望された代表の方にでも報告してあげていただきたいですね。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますね。現実に交通手段がないというところが問題だと思うんですよ。命にかかわるといったら救急車があります。そこ

までいかんけども何とか急ぐんやということは、知人の方に車に乗せてくれという方も見えるかもしれませんが。そやけど、車に乗せていただく方も見えなかった場合とか、また、ある意味、計画的に中心市街地、例えば尾鷲地区なり、また違ったところに出たいといったときに、計画が立たんじゃないですか。これは何とかならんですかね。暫定的にこの巡航船の問題が解決するというまでに、この問題はずっと引きずってくるわけですよ。だから、そこはやっぱり何とか、今からまた台風シーズンになったりしますね。必ずまたこの問題が出てくるんですね。だから、私が勝手に言うとするのであれば、地区へ行って地区の皆さんから詳しく聞いていただいて状況を把握していただいても結構です。この地区の総意を確認ということをして市長もおっしゃられましたが、いつどういう形で計画をされていますか。今からされるんですか。されるとしたらいつごろになりますか。ここはしっかりとお答えいただきたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市政懇談会で確認をさせていただき、與谷議員の言われていることは、私も須賀利地区へ行って確実に強い意見としていただいております。それで、今後、巡航船とあわせての交通機関の確保も含めて対応させていただきたいなと思っております。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 最後になるかと思いますが、例えば巡航船が定期検査に入ったとか、こういったときは市内のタクシー業界か小さなマイクロバスみたいなものを出した経緯がありますよね。ないですか。それじゃ、どういう形で交通手段を確保したんですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そういったことがあったということですけど、私はちょっと認識しておりませんけども。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 市長の時代でなかったかもしれませんが。でも、ここに見える執行部の皆さんでご存じの方はありませんか。たしかあったはずですよ。そういう手段でも講じないと、医療機関にかかるとって、海が荒れてきたので、次の便で欠航しますよと言われて、落ちついて診察もできんじゃないですか。落ちついて用事もできないじゃないですか。こういうところがありますから、巡航船が定期検査とか、そういう定検に入ったときに大体手段をとったはずですので、

そういったことを悪天候のときだけでも考えられませんか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これから検討していきたいと思います。

議長（南靖久議員） 9番、與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 検討は、もういつも検討を聞いておりますので。何も難しいことはないでしょう。ある意味、車のない方にとってみれば陸の孤島になるんですね。歩いて行くわけにいかない。そういうことも含めて、もうこれは区の役員さんとお話しされるよりは、まちを歩いて、そんなにすれ違う人は少ないかもしれませんが、やっぱり特にご婦人関係のご意見も聞いていただいて早急にやっていただきたい。検討という検討、これはもう積極的に出向いて確認をしていただきたいなと思います。どうですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは簡単と言うたら簡単ですね。ただ、じゃ、代替のタクシーなりあれを手配すればそれですべて済むのかという話がありますので、やはりそれはすべての人が満足するというわけにいかんでしょうけども、須賀利地区の多くの方が了解できるようなシステムをつくっていかんなんということでありますので、そこでやっぱり検討が必要になってくるんじゃないかなと思っています。

議長（南靖久議員） 9番。

9番（與谷公孝議員） わからんでもないんですけども、そういう代替交通を担保しておくということに安心感があり、そして、地域の孤立を防げるんじゃないですか。それはそういうことだと私は思いますね。だから、そういうことを担保することによって安心して、欠航になってもこういうことはあるよということになれば、私は安心した生活になるのではないかなと思いますので、ぜひ積極的に出向いてご意見を伺っていただきたいと思います。切にお願いします。

以上で終わります。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時48分〕

〔再開 午後 0時58分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

テーマは、通告どおり、職員採用についてであります。

二十四節気でいえば、既に白露。本来であれば朝夕には露がおりる季節であります。朝夕に多少なりとも涼しげな風が吹くようになり、いまだ暑処というきょうこのごろでしょうか。

さて、地域経済の長らくの低迷は、地域の雇用環境をますます悪化させており、当市では、21年度、厚生労働省のふるさと雇用再生特別基金事業により、温浴活用進化事業、魚あら・未利用魚の有効活用システム研究など3事業3名、緊急雇用創出事業により、海洋深層水活用型水産物陸上養殖事業、鳥獣被害対策強化事業など8事業9名の雇用を行いました。22年度も引き続き、ふるさと雇用で3事業3名、緊急雇用では6事業9名の雇用を行っているところです。これらは、いずれもハローワークを通して採用試験などを経て臨時採用されるものです。

まず、この雇用創出による効果はどのようなものがあつたでしょうか。また、事業成果についてはどのような状況でしょうか。お答えください。

次に、7月1日現在、尾鷲市役所、本庁舎関係では、嘱託職員が9名、臨時職員が12名在籍しております。嘱託職員とは、地方公務員法の第3条で、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるものの職となっており、特別職の一つとなっています。

また、臨時職員とは、同法22条で、任命権者は、緊急の場合または臨時の職に関する場合において、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。とされており、6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度の更新はできない。そして、臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権も与えるものではないとされております。

当市では、平成15年4月1日に尾鷲市臨時職員取扱要綱及び嘱託職員取扱要綱を定めておりますが、この要綱策定はどのような経緯でされたのでしょうか。また、当市では嘱託職員と臨時職員をどのように区別し、採用・配置計画を行っているかお答えください。

壇上からは以上になります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、雇用創出基金事業についてであります。雇用創出基金事業は、全国的に地域における雇用・失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県において、平成23年度末までの基金を造

成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿をつくり出す事業であります。事業には、ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業があり、ふるさと雇用事業は最大3年間の継続事業、緊急雇用事業は原則6カ月の短期事業で、いずれも補助率10分の10の補助制度です。本市では、昨年度、ふるさと雇用事業は3事業を実施し、各事業1名ずつ3名の雇用の場をつくり、緊急雇用事業では8事業の実施により9名の雇用創出を図ったところであります。

次に、各事業の成果についてであります。ふるさと雇用事業の3事業は、いずれも平成21年度から23年度までの3カ年の委託事業として実施しており、最終的な事業成果は23年度末になりますが、初年度の事業状況を報告いたします。

まず、魚あら・未利用魚の有効活用システム研究事業につきましては、尾鷲市の基幹産業である水産業にとって、魚あら・未利用魚の有効活用は大きな課題となっており、本研究開発は、魚あら・未利用魚の資源化、高付加価値化を図り、水産業の活性化、新事業展開につなげるとともに、廃棄物の原料化を図ることを目的に、尾鷲物産株式会社を受託事業者として進めています。昨年度は、魚あら発生量魚あら処理の実態調査、魚あらの有効活用に関する調査研究、尾鷲市の漁獲量調査、未利用魚・低利用魚の実態調査・研究を行い、多価不飽和脂肪酸やペプチドなどの機能性物質や未利用魚等の市場での有用性や事業化の可能性が示唆されたと報告を受けております。

次に、尾鷲ふるさと特産品販路開発・流通促進事業につきましては、本市の特産物を市外、特に都市部を中心に広く流通させるために、パッケージ商品等の企画開発、商品化や販売方法などの検討を進め、販路開発やその拡大を図るために尾鷲観光物産協会に委託し、取り組んでおります。昨年度は、特産品の販売促進ツールである尾鷲まるごとヤーヤ便の初年度の事業運営を中心に、2年度目の商品企画やカタログ構成などを行うとともに、都市部で行われている物産展やアンテナショップなどの調査を行い、より精度の高い情報発信などの調査・研究を行っております。2年目のヤーヤ便において、938件もの受注をいただくなど、事業の成果があらわれたものと考えております。

次に、地域資源「尾鷲海洋深層水」温浴活用進化事業についてであります。株式会社熊野古道おわせに委託し、温浴施設の新しい湯のデザイン化を図ることを目的に、東北大学と共同研究を進めています。昨年度については、海洋深層水

が持つ独自のミネラル分に着目し、水道水との比較調査を、低温浴による赤外線サーモグラフィを用いた研究により、海洋深層水が保温効果を持続させることが示唆されるなど、特徴のある温浴効果が示されたと報告を受けております。

続きまして、緊急雇用事業における事業成果等についてであります。

海洋深層水活用型水産物（ハバノリ・アワビ）陸上養殖事業を、昨年8月から実施し、1名の雇用により海洋深層水を活用したハバノリやアワビの陸上試験養殖に取り組み、地域資源である海洋深層水による陸上養殖の事業化の可能性を研究しました。ハバノリについては、専属の管理者を置いたことで、きめ細かい管理が可能となり、照度や水温等のより詳細なデータの採取ができました。また、アワビについては、メガアワビとクロアワビの試験養殖に取り組み、海洋深層水による養殖では、いずれのアワビもへい死率が非常に低く、歩どまりのよいことが確認できました。

次に、尾鷲市鳥獣被害対策強化事業におきましては、昨年10月より獣害パトロール員2名を臨時雇用し、猿やシカ、イノシシといった野生獣による被害状況の聞き取りや見回り対策方法についての助言、ロケット花火やエアガンを使った猿の追い払い等を実施いたしました。事業成果としましては、こうした見回りや追い払い活動により、野生獣による被害が軽減されたことに加え、パトロール員の活動に触発されて、自治会などの集落単位でも研修会の開催や自主的な追い払い活動が実施され始めたことが挙げられると考えております。

臨時及び嘱託職員取扱要綱の策定経緯等については、総務課長から説明させます。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 臨時職員関連質問についてご説明をいたします。

まず、臨時嘱託職員取扱要綱の策定経緯についてでございますが、その骨子の策定に当たりましては、財政状況の厳しい中、平成13年10月に財政危機宣言を行い、財政健全化計画の策定を進める中で、臨時職員の雇用形態の見直しについて検討を行ってまいりました。そうした厳しい財政状況のもとで、他市の状況等も参考にし、平成14年に現行の要綱に改訂をいたしました。

次に、臨時及び嘱託職員の区別、違いについてであります。臨時職員は、事務等の補助員として正規職員の職務を補助するものであります。雇用期間は、育児休業等による長期の補充を除き、原則最長1年未満で終了いたします。一方、嘱託職員は、遂行すべき業務に着目して雇用するものであります。雇用期間は、

契約期間が最長１年間でありますが、翌年度の正規職員を含めた配置計画や行政需要に応じて、翌年度に新たな雇用契約を締結することもあります。

次に、採用についてであります。原則公募としており、臨時職員については、正規職員が休職や育児休業等にて勤務ができない場合、または繁忙期等で特に必要性が生じたときに職員の業務を補助するために採用するものであり、その職員が職場復帰した場合、または繁忙期が終了し、必要性がなくなったときに終了となります。一方、嘱託職員につきましては、業務に着目し、各種資格、知識、経験が必要な場合、または出先機関等で勤務する職員を雇用しております。

また、配置計画につきましては、行財政改革プランや定員適正化計画に基づき、職員数を削減する中で事務事業を見直し、正職員が担うべき業務または民間委託できる業務、臨時嘱託職員の活用によりコストダウンできる業務などを踏まえ、配置計画を毎年検討しております。

以上です。

議長（南靖久議員） １０番、大川議員。

１０番（大川真清議員） ご答弁ありがとうございます。

緊急雇用等は２３年度までの事業ということで、２１年度は半期からということで、事業成果については、また今後出てくるものだろうなというふうに思っております。

そして、次に嘱託職員、臨時職員に関してなんですけども、一応、今、嘱託職員と臨時職員の区別、あと採用のやり方等を答弁いただきました。そういう状況下で、私は当市の臨時職員及び嘱託職員、あと新規職員も含めて、採用状況の調査をさせていただきました。ご存じだと思いますが、７月２９日に市長あてに尾鷲市情報公開条例に基づく情報公開請求を行いました。そして、８月１０日に公文書部分公開決定通知書の連絡をいただいて、公開書類の閲覧を行いました。この公開書類の作成・閲覧に当たっては、総務課職員にご協力いただきまして感謝をいたしております。

そして、その公開請求した内容というのは三つありまして、一つ目は、平成２２年、今年１月から７月にかけての市の臨時・嘱託職員の採用に係る書類、募集案内であるとか選考の状況であるとか契約についてであります。二つ目は、平成２２年１月から７月までの尾鷲市のすべての職員採用の広告にかかった費用のわかる書類。三つ目は、平成２２年１月から７月までに採用された臨時職員及び嘱託職員の勤務開始日がわかる書類です。それらを閲覧したところ、採用、雇

用契約の状況について、多少の疑義がありましたので、この件についてご質問をいたします。これからの質問に当たっては、情報公開の部分公開の内容に基づき、個人が特定されることの内容は十分配慮して行いますので、同様にそのあたりに配慮いただいた上でのご答弁をお願いいたします。

さて、嘱託職員と臨時職員の配置予定図で、1月1日のものと4月1日のものを見ると、1月1日段階では嘱託職員が8名、臨時職員が9名であります。4月1日では嘱託職員が9名、1名増加しております。臨時職員が5名であります。その中で、臨時職員から嘱託職員として更新をしている職員がおります。この職員については、2月17日付の起案文書「嘱託職員の採用について」及び3月30日付の起案文書「臨時・雇用職員の雇用について」が採用・雇用契約の根拠かと思いますが、この職員についてどのような業務内容を契約されているのか、まずお答えください。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの質問の内容ですが、臨時職員が嘱託職員になることがあるのかというご指摘かと思いますが、これについては、先ほどちょっと説明もしたように、嘱託職員につきましては、従事する職務の内容に応じて資格、経験あるいは専門知識が必要な場合など、嘱託職員の配置を検討しなければならないときもあります。ただし、通常はその雇用期間中ではなく、一たん雇用契約を解除した後の、業務が異なる新たな契約の際に任用する場合もあるというふうに考えますので、その質問の内容については、これを適用したというふうに考えております。ただ、臨時職員が同じ職務内容で、同じ雇用期間中に嘱託職員になること、これはまずないだろうというふうには考えます。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） 今、言われたように、臨時と嘱託の違いというのは、先ほども答弁でもありましたけども、内容に応じてとか経験に応じて嘱託職員に採用するということなんですけども、そうしましたら、尾鷲市の場合でしたら、職員の職名に関する規則というものがありますので、この該当する職員というのはどのような職名になっておりますか。お答えください。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） これはもう大川議員もご存じかと思いますが、嘱託職員、レセプト点検をする職員、あるいは出張所業務、出張所に配置している職員など

がうちの嘱託職員の範疇となります。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） レセプト業務であるとか出張所業務、確かにそのような嘱託職員の配置がございますが、そのほかの職名というのはいないのでしょうか。わかる範囲でお答えください。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） その他にもございますが、議員が意図する部分の職員等につきましては、個別の職場名を出して説明をしないと、ちょっと説明をしかねるというふうに思いますので、その辺のところは控えさせていただきます。

議長（南靖久議員） 10番、大川議員。

10番（大川真清議員） なるほど、個別の職場名は言えないということですので、じゃ、ちょっと質問の内容を変えさせていただきたいんですが、では、この職員は、人事計画において、このような嘱託、何かの業務を委託する職員が必要になった理由というのはどういうものなのでしょうか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） これにつきましても、これは定員適正化計画のもとに、当然定員適正化ということで、人員を削減しながら財源も図って削減をしていくという中で、よりよい方向へ行くための段階としての取り扱いであって、これを説明するに当たっても、当然そういう個別の職場、あるいは固有的な部分を説明しないと理解ができないものと思いますので、この点をご容赦をお願いいたします。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） なるほど。一応その辺の内容は、私が公開請求をして回答をいただいた、部分公開させていただいた中に書いてあるようなんですが、それが、先ほども言いましたように、2月17日付の起案文書、決裁は、公開、閲覧させていただいたときは、どうも決裁日時も抜けていましたが、改めて見させていただいたら、22年2月19日に市長決裁をしておると。この文書の中に一応理由書がついておりますが、その理由書の中身が、今言われたような人事計画において必要になった理由ということによろしいでしょうか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 今、議員の言われたことは、2月中旬の市の決裁の内容を踏まえての質問だと思いますけども、当然、その内容につきましては、市全体の

配置計画等を示しておりませんが、その配置計画の中の一環だと理解してもらって結構です。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） なかなか具体的な話がしづらいというような感じですので、ちょっと別の角度からの質問もさせていただきたいと思います。

当市の職員採用というのは、市のホームページであるとか地元紙の南海日日新聞や紀勢新聞に募集広告が記載されて、広く募集を行っております。ただ、この嘱託職員の採用においては、ほかの臨時的職員の採用とは異なり、広告が行われていないようです。最初にご答弁いただいたときに原則公募というふうな答弁をいただいておりますけども、このあたりとちょっと整合性がとれない部分もあるんですが、このあたりに何か理由があるんでしょうか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほども臨時職員が嘱託職員になるケースがあるのではないかという質問の中で、臨時職員であっても、一たん雇用契約を解除した後、その業務内容によって新たな契約を結ぶときには嘱託職員と任用するという場合もあるということです。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） そういうこともあるというふうにおっしゃられましたが、尾鷲市職員試験及び選考に関する規則の中では、第3条に、任用及び採用は競争試験によるものということが書いてありますし、試験によることが適当でない場合は選考の方法によるというふうに書いてあります。そして、あと第7条には、任用及び採用試験の告知は、適当な方法をもって周知させるとあります。これはやっぱりやっていないということではよろしいですか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの採用試験要領は、正職員の要領ですか。嘱託職員の要綱ですか。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 私が今読んだのは、尾鷲市職員試験及び選考に関する規則、平成13年の3月28日、規則第23号というふうなものですので、どうなんでしょうか。確かに平成15年に策定されておる臨時採用や嘱託職員の採用の要綱もございしますが、原則はこの規則とは違うんでしょうかね。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの要綱につきましては、正規職員採用要綱だと思うんですけども、まだほかに市には臨時職員あるいは嘱託職員の取扱要綱を定めており、その要綱に従って採用をしております。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 確かに要綱はありますが、これは内部ルールですね。ただ、やっぱり原則は、選考であっても、何か明確な理由があるにせよ、告知なくて、そして競争試験もなくて採用してもいいということは、ちょっとおかしいんじゃないですかね。採用における機会の公平性は多分採用の原則だと思いますけども、そういう原則からすると、ちょっと欠けているんじゃないかと思います。そのあたり、市長はどう思われますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 個々の状態によって判断をするものだと思っております。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 個々の条件によって判断するという事は、何か特定の、この人はいいなというふうな、優秀だから、じゃ、採用しようかと、そういうことがあり得るということですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 公募が原則であります。職務の内容とかそういったものによって判断する場合もあるということでもあります。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 今言った2月17日の起案文書なんですけども、当然市長も任命権者でありますから、印鑑をついているわけですね。そのときに何かちょっとこれはおかしいな、公募の原則から外れているなど、そういったことはお感じにならなかったですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 特に感じませんでした。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 人事に関しては、規則なんかを見ると、これは新規職員だったと思いますが、副市長、そして教育長、総務課長が選考委員になられるというふうなことが書いてありますので、そのあたり、副市長、総務課長、今の起案

文書について、何か疑問な点はありませんでしたか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） まず、ご指摘の点ですけれども、副市長が選考委員長になるところの対象職種については正規職員でございます。改めてその規則を見ていただきたいと思います。別途、尾鷲市には、先ほど説明しておりますように、尾鷲市臨時職員取扱要綱、それから尾鷲市嘱託職員取扱要綱が平成15年に決められておまして、今回の臨時職員も嘱託職員もこの要綱に従っております。そもそもそれらの採用につきましては、試験あるいは選考ということで決まっておりますけれども、選考という意味は、一定の業務に対しまして、資格ですとか、あるいは一定の能力、知識がある者に対して、雇用側の主体をもって選定するのが選考でございますので、その選考を適用したということでございます。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 確かにそれはわかりますよ。一定の能力、いろんな経験等を勘案して、それで選考すると。でも、選考する場合でも、やっぱり公募が原則なんじゃないですかね。公募していますよね、ほかの者に関しては。私は1月から7月のものをいろいろ見させてもらったら、ほかの者はすべて公募していますよ。新聞社の領収書もありましたよ。じゃ、この件だけなぜないんですか。明確にお答えください。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） こちらにつきましては、箇所は特定されませんが、先ほど来言っておりますように、職員の配置計画の中で定員適正化計画というのがございます。そういった中で、職員を削減するという箇所に当たっております。そういった中で、その業務に対応する者はだれかという中で、まずふさわしい職員を探したのでございまして、その方法が、公募の場合もあれば採用する側の主体をもって選考するという場合がございますので、これは唯一とおっしゃいますけれども、たまたま唯一になったのでございまして、その選考の方をとったということでございます。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 済みません、最後の方をもう一度お答えください。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 例としては唯一ということをおっしゃっていますけれども、方法論としては、先ほどの公募によった上でのもの、それから雇用者、採用者の方

の側の主体とするところの選考ということがございますけども、その後の方を今回とったものでございます。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 採用の方法は公募が原則で、採用者が主体となるものがあると。でも、それは、そういうふうな説明で、例えば市民の方とかは納得できますかね。わかりますかね、そんなふうな理由で。言ってみれば、これは執行部が独善的に独自の理由で採用したと。私がこれを情報公開しなかったら、だれもこれは気づかないですよ。それで終わっていくんじゃないですかね。もう私は情報公開をして書類を見させてもらったんですから、そのあたりは市民にだれでもわかるように説明されるべきじゃないですか。市長、どう思われますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 個々の特殊な職とかは過去にもありますけども、そういったものについても、特に市民に対しての説明はしておりませんし、そういったことで今回の件でも正当な選別をしたものであって、特に市民の皆さんに公開する必要はないものと思っております。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） なるほど、今回の採用は正当なものであるというふうに市長は感じだということですね。

あと、この職員に関しましては、市長部局で採用の後、別の独立機関に勤務をしております。これは別の独立機関の長が最終的な任命権を有しているということになると思いますが、この職員の採用に関して、その長からこの職種の職員の配置について市長部局に依頼なり要請がありましたか。市長、お答えください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 一切ありません。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） そうしましたら、このような採用をして、別の独立機関に出向をされた経緯をご存じの方、その経緯についてご説明ください。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 今のご質問の中で出向という言葉が使われましたけども、出向でございましたら、そういう事実はございませんので、あくまでも任用を一たん切られた上での、また別個の新規のものでございます。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 人事記録簿を見ると、尾鷲市一般事務補助員を命ずるとい
う後で……。失礼、議長、今の部分の取り消しをお願いします。別の独立機関に
出向を命ずるといふうに、出向というのが明確に書いてありますが。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 大変失礼しました。再度確認させていただきます。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 大川議員、先ほどから申していますように、それを説明す
る上では、個別の職場あるいは個別の業種を出しつつ説明しないと、多分、大川
議員なら理解してもらえないと思います。それをさっきから言っておるんですけ
ども、そのことを十分、そうすると特定の個人に限定されるということになりま
すので、先ほどから何回も言うようすけども、そこに至ってはこの場では控え
たいということです。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） じゃ、この場ではなかなかお答えできないということとし
たら、どういう場でご説明していただけるんですかね。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの議員の冒頭の方で、私も情報開示をしました。そ
のときに説明はしてあるというふうに私は記憶をしております。もし必要なら、
またそれにつけて、理解できるような説明を加えたいというふうに思っておりま
す。

以上です。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） それ以上に私が理解できるような理由があるかどうかは、
ちょっと定かじゃありませんけども、市長、去年の9月の定例会、初めての定例
会だったと思うんですけども、そのときに市長が、市長の信条として、こういっ
た考えで市政運営をしていくというふうなことをおっしゃられておりましたけど、
それはご記憶にありますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 個々の言葉については、ちょっと思い出せませんが。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） それはおかしいですね。1番のそのときの市長の運営方針、

それだけしか書いていないですよ。市長の考えというか、これで運営していくというベースになる考え方は。思い出しましたか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 過去のそんな話を何としゃべったかとか、そんなことを一々覚えていますか。大川議員は覚えているんですか。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） いや、私は、過去のそのときにどんなことをしゃべったかというのを聞いたんじゃないんです。市長の市政運営の方針は何ですかと。変わっていないですよ、1年前から。変わったんですか、考え方は。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは変わっておりませんよ。だけど、先ほどの質問はそんな質問じゃなかったですよ。9月の定例会で何と言ったか覚えていますかという話ですよ。そんな話は覚えていませんよ。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） ちょっと僕の質問の仕方が悪かったのかと思って、そのあたりはおわびさせてもらいますけども、ちょっと言いますと、そのときの市長の市政運営の信条というは、公平・公正・透明、この三つなんですよ。それは市長は覚えていますよね。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それはもう全くそのとおりでありまして、そのことに関して何をおっしゃりたいかよくわかりませんが、今回の件に関して、私はその件は貫いておるところであり、今後もその形は変えるつもりは毛頭ありません。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 貫いているということで、じゃ、このような、僕がきょう質問させていただいたことは、市長にとっては公平で公正で透明であると。でも、透明であるのになかなか説明できないって、どういうことですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 透明ということは、じゃ、どこに対しての透明を大川議員は言われているんでしょうか。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） それは市政運営をやっている人としておかしいですよ。市民に対してやっぱり公正で公平で透明なのが市政運営ですよ。そうじゃないで

すか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから、すべての面に関して透明性を貫けという話であったら、何から何まで白日のもとにさらせということなんじゃないかな。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） ちょっと物言いであれですので、今、情報公開という制度があって、どんな何人であろうと、今、市が持っている情報を個人情報以外の部分に関しては見ることができます。確かにそうです。ですけども、原則は、いつ見てもらっても、いつ聞いてもらってもいい市政運営をしていくというのが市長の一番根幹に必要なものじゃないですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは当然のことであります。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 今回の9月補正で、経営品質のアセッサーを養成する予算が上がっておりました。以前、私は質問させていただいて、経営品質の考え方を導入して市政運営を行うんですかといったら、ちょっとまだその辺までは考えていないとおっしゃっていました。ただ、今回、アセッサーを養成するということは、市長は市役所を変革する意思があるからこそ養成する予算をつけたんですよね。どうですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 経営品質の考え方を市役所という組織に適用する、経営品質の考え方を尾鷲の市役所の中に取り入れるということであります。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） 今おっしゃったように取り入れるということですよ。そしたら、経営品質の考え方を取り入れるということは、今の市政運営のやり方ではだめだということがあるからと言えるんですよ。市長の考える経営革新、革新するということはどういうことですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だめだからという話は、それはそうではなくて、今後ますます市役所としての機能を果たすために経営品質の考え方を取り入れるということがあります。

議長（南靖久議員） 10番。

10番(大川真清議員) だめという言葉は、ちょっと語弊がありますので、撤回させていただきますたいんですが、今よりもよりレベルアップするということで経営品質の考え方を導入してアセッサーも養成をされると。じゃ、市長は、市政を運営していく上で一番大事なことで何だと思えますか。

議長(南靖久議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 私は当初から現場の声を聞くということでありまして、まず現場の声を聞き、それで議論をするということでありまして。

議長(南靖久議員) 10番。

10番(大川真清議員) もうちょっと根源的なことをお聞きしたいんですね。市長は市の代表であって、そして市役所という事業主のトップですから、もっと大事なことは何かないですかね。

議長(南靖久議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 大事なことはたくさんあるでしょうけど、私は原則を言っておるのであって、要するに現場主義の原則に立って、いろいろの市政を推進していくということを行っているのであります。

議長(南靖久議員) 10番。

10番(大川真清議員) 現場主義、現場の声を聞く、それが一番大事やと。じゃ、その現場の声を聞くときに、何を聞くんですか。聞いてどうするんですか、市長は。

議長(南靖久議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 現場の声を聞くということは、現場を理解する。現場を理解して、じゃ、その現場をどうしていくのか、変えるのであればどう変えていくのか、あるいはその現場の人とどういう共同作業をしていけばいいのか、そういったことを求める場所でありまして。

議長(南靖久議員) 10番。

10番(大川真清議員) それはよくわかるんですけども、私はその中で一番大事なことというのは、先ほどの公正・公平・透明じゃないですけども、やっぱり市役所を運営していく上で、正しいことは何かというのを常に問いかけていくこと、これがリーダーの役割じゃないかなと思うんですね。市長、どう思われますか。

議長(南靖久議員) 市長。

市長(岩田昭人君) そんなことは当たり前のことで、それだけでいいんでしょうか。

議長(南靖久議員) 10番。

10番（大川真清議員） いやいや、当たり前のことをやっていくのが一番難しいと思うんですよ。じゃ、私がこの質問をさせていただいたのは、そういうふうな正しいことは何かとの問いかけの中で、このような採用の仕方は正しいというふうにおっしゃるわけですね。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 正しい判断であったと思っております。

議長（南靖久議員） 10番。

10番（大川真清議員） いろいろ採用のことについて、きょう、お聞きさせていただきましたが、市長はこの判断は正しいというふうに思われているということはよくわかりました。ただ、今の説明は、自分たちが納得しても私は納得できないですし、恐らく市民の方もなかなか納得できないんじゃないかなと思います。

これ以上議論が恐らく進まないと思いますので、一応市長の結論は出ましたので、きょうはこのあたりにさせていただきますが、ほかに何かございますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 特にはないですが。

10番（大川真清議員） それでは、今回の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（南靖久議員） ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午後 1時43分〕

〔再開 午後 1時52分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、三林輝匡議員。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5番（三林輝匡議員） ただいまから一般質問をさせていただきます、三林輝匡です。

それでは、通告どおり、総合計画策定についてと、公共施設及び設備等における管理にあり方について、ご質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

総合計画策定についてですが、尾鷲市の地域の特色を生かした長期的計画目標と施策、事業の指針となるべく、総合計画の策定の取り組みに、市長始め職員の方々は大変な尽力をされていると思います。

今年の4月に、神戸大学の南島准教授による「地方自治のあり方」と第6次総合計画策定のスタートアップ研修に私も参加させていただきました。総合計画の

策定においては、現在の第5次総合計画について評価を確認し、市民との協働を図るべく情報の公開を行い、評価と成果を検証されたものを前提とした総合計画をつくり上げるべきだと思っております。

今年から過疎地域に指定され、少子高齢化の進む尾鷲市としては、人口減の問題は必須であり、そのほかにも疲弊する商工業構造に始まり、福祉や生活不安に嘆く市民の声も大きくなってきています。変わりゆく情勢に応じた施策とともに、実効性のある計画策定を期待したいと思っております。

また、このたび策定される計画は、しっかりとした根幹をなすべきものであり、そこから発生する基本事業は、さらなる尾鷲市の発展につながってほしいと思っております。幸い市長におかれましても、任期中に策定される計画でもあり、尾鷲市にとってよりよい将来を導くためにも、しっかりと将来の展望を見据えた上で、市長として特に何に重点を置いたのかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、公共施設及び設備等における管理とあり方について、質問させていただきます。

尾鷲市の公共施設や設備、備品においては、老朽化の進む施設や耐用年数の過ぎた設備などがたくさんあり、これらすべてを必要に応じて修繕や改修していくためには、減りつつある基金では賄い切れないのが現状だと思います。時期によっては交付金が適応され、負担減で修繕や改修ができるものもありますが、それら以外については、少ない基金の中において優先を図るというものでは、やがて市民サービスにも支障が出てくるのではないかと不安になります。

施設や設備、備品などの管理においては、管理能力を向上させるとともに、今後想定されるであろう修繕や効率向上のための計画的な改修・改善などに対応できるよう、事業ごとの特定の積立金をできるだけ行うべきではないでしょうか。万が一、急を要するような大きな修繕が必要になった場合には、市民サービスを中心とする行政事業において、信用、信頼を失わないためにも、迅速に対応できるように備えることは必要であります。日々の施設や運転の管理においても、消耗箇所や部材の改善・改良に取り組み、品質の向上を目指すとともに、コスト削減に努めていくことは、大事なノウハウの蓄積にもなり、財産ともなります。

危機管理や品質改善などは、サービス業務を行う民間事業者であれば当然のことです。現在のような少ない財源で多くの事業を抱える自治体においては、大型予算を伴う改修などが発生した場合には、そのほかの事業にも影響が出てしまいます。たとえ財政調整基金の積み立てが遅くなるにしても、目的別の基金を設定

することで、本来の財政状況が把握しやすくなるのではないのでしょうか。

以上、総合計画策定についてと、公共施設及び設備における管理のあり方についての2点についてお聞きしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

壇上からは以上です。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、第6次総合計画についてであります。

総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、まちづくりの将来像を掲げ、これを達成する上での諸施策を明らかにするためのものです。本市は、昭和45年度に第1次総合計画を策定して以来、これまで5次にわたる総合計画を策定し、市政運営の指針として総合的に施策を進めてきました。国においては、地方分権一括法の施行や三位一体の改革などが進められ、各自治体には、みずからの判断と責任により地域の実情に合った行政運営を進めていくことが求められています。本市の人口は、昭和30年代の3万4,000人から、現在では2万2,000人を割り込み、また、少子高齢化も顕著で、地区によっては限界集落と呼ばれる高齢化率が50%を超える地区がふえてきています。また、価格の低迷などによる第1次産業の衰退とともに、石油コンビナート関連事業の事業縮小により、本市の経済活動は厳しい状況が続く中、住民の価値観や行政需要が多様化し、住民ニーズに対応するためには、行政だけではなく、住民と一緒に、住民と行政の役割分担のあり方を見直す時期に来ています。まちづくりを進めていく上で、住民と行政のパートナーシップの形成が不可欠であり、単に行政が情報を公開するだけではなく、さまざまな手段によって積極的に情報発信し、さらに住民がその情報に対するチェック機能を強化し、また提案をいただくことで住民自身の行政への参画意識が高まります。第6次総合計画では、公開と参加を基本とし、多くの住民参加のもと、計画団体から住民と行政が一体となって策定することにより、政策に対する住民ニーズや受益と負担の関係を明確にする契機にもなると考えております。

次に、公共施設及び設備等の管理のあり方についてであります。

本市が財産管理を行っている公共施設は、教育施設、福祉施設、医療施設、防災施設、市営住宅等190余りの施設があります。現在、耐震化が進んでいない中、公共施設の設置及び管理運営のあり方について検討を行っているところであり、今後、優先的に整備を図る施設の抽出を行いながら、適正配置や効率的で効

果的な維持管理方針を策定してまいります。

次に、目的別基金の積み立てについてであります。

公共施設の維持補修の財源として、公共施設等基金に毎年計画的に積み立てを行えば、財政調整基金から取り崩しを行うことなく、突発的な維持補修への対応は可能となります。本年度の当初予算編成時においては、財源不足により財政調整基金を取り崩して予算編成を行った経緯から、維持補修のための費用を基金に積み立てることが困難でありました。しかしながら、今回提出の補正予算では、地方交付税などの歳入が当初予算における見込みより大きく上回ったことから、今後の財政需要に対応するため、公共施設等基金に6,000万円、減債基金に1億8,000万円、活性化対策基金に3,000万円の基金積立金を計上したところです。

議長（南靖久議員） 5番。

5番（三林輝匡議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、総合計画策定についての方から順に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

市長の今のお言葉の中からも出ていました情報公開といったところで、そういった情報の収集の仕方ですとか、そういったことについてお聞きしていきたいと思っております。この計画の策定に向けて、市長のお持ちになっている構想について、構想に至るまでをちょっとお聞きしたいなと思っております。市長は、先ほどの大川議員との答弁の中でもありましたように、就任時から公約の中で現場主義を掲げられておりまして、総合計画の策定においても、みずからの思いのほかにも、地域からですとか行政内部からの意見を十分に酌み取った上で、現在、構想としてまとめられているのではないかと思います。その構想に至るまでの経過を、それらの情報をどのような形で収集してきたのか、また、どのような評価をなされているのか、その点のことを少しお聞かせ願いたいと思っております。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず第一に、第5次の総合計画の検証をしなきゃならんだろうというふうに思っております。そういった中で、総合計画の審議会あるいは市民から公募した市民会議、そういったものの中で現場の声を聞くとともに、各地での市政懇談会等での市民の声を聞いて、それを第6次総合計画の中に取り入れていきたいなど。それから、また総合計画審議会の中でも、市民からの公募の方も見えますし、たくさんの市民の方も参加していただいておりますので、そういった

中で議論を重ねて、それで庁内での検討会とのキャッチボールをしながら、総合計画の審議を進めていきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。情報のやりとり、地域からであったり庁内からであったり、あと、策定委員の方々と情報のやりとりを繰り返していただいて、これから議論されていくというのは理解できるんですが、その情報をまず集めてくるという点から、ちょっとご質問したいと思います。まず、これまでに、策定計画に入るまでに、市民サイド、10地域からですとか、そういったところからの情報収集が、ある程度、市長の構想には糧になっているんじゃないかなと思います。そうすると、地域からの要望が出てくることは、私もよくまちを歩いていると、よく要望は言われるんですけども、そういう多様化する市民ニーズを可能な限り把握していただいて、まず市民が何を求めているのかということ进行分析した上で、まず課題として取り上げていただきたいなと思います。

そしてまた、市民からいただいたご意見とかご要望をどのように通していくのかというのが、私たちとしては気になるところでございます。そして、そのやりとりの報告ですね。せっかく市民の方から意見をいただいて、その報告業務が一体どのようにされているのか、その報告業務をただ単に一つの質問に対して1回返すだけなのか、それともまた、それから市民からの意見が出たときにその場を持つのかという交流ですね。繰り返し行う報告業務をどのようにやっていくのかというのが少し気になる場所なんです。結局、それらの評価によって出てくる答えが、今回の計画のみならず、これからの市政の計画の方にも今後の行政としても活用することで、情報の公開として市民から信頼される関係性を築けるんじゃないかと思えます。

また、その広聴事業でお聞きした意見等の解消の仕方ですね。地域や庁内であったり、また、策定の方はいいんですけども、そういった方々からお受けした意見をどのように市長は返していく計画を持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、市民の方のアンケートを実施しました。それから、いろんな総合計画の策定に当たっての審議がされるわけですが、これについては、いろんな方法で市民の皆さんに公開をさせてもらいたい。例えば、ホームページとか、あるいは広報とか。もちろん地元新聞等の報道はありがたい話ではありますが、

それ以外にもホームページや広報等で、できるだけその審議の過程も皆さんにお知らせをさせてもらいたいというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 5番、三林議員。

5番（三林輝匡議員） 広聴という部分で、その広聴事業についてなんですけども、やはり市民とのかかわり合いを大事にするためにも、その周知方法をしっかりと計画を立てて事業化するのも一つの手じゃないかなと私は思うんですね。そして、やっぱり公聴会であり、広聴事業を進めるに当たって、市民との協働が今後働いていくのかなと思っておりますので、ぜひその辺をお願いしたいと思っております。

それから、今回の策定もそうなんですけども、公開と参加というテーマがあると思うんですが、公開という部分で、やはり市の現状から今後の人口の推移、地域における重要な課題を情報としてあらわして、参加には職員と地域を結ぶための、そういう意見交流の場を持っていかなければならないのかなと思います。やはり地域との交流を交えながら広聴を行う場合とか、今回の策定もそうですが、事前に検証を行う機会を持つことが大切なんじゃないかなと思います。というのは、双方において共通の認識のもとで議論しなければ、よい結果を望むことはできないのではないかなと思います。また、市民とのそういう協働による積み重ねによって、今回の総合計画への反映となるような議論がなされるとも思いますし、またそのあたり、どうやって策定の方々と職員の方々との物のとらえ方についてのギャップを埋めていくかということに、市長は何かお考えはありますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） なかなか難しい問題だとは思いますが、特に議論を重ねること以外、あるいはもっと議論の前に資料なりデータなり、そういったものを十分事前にお渡しさせていただいた上での議論を深めていくということではないかなと思っております。

議長（南靖久議員） 5番。

5番（三林輝匡議員） 私も行政に携わらせていただいて1年と少しが過ぎたところで、当初から比べると、行政側からの考え方ですとかとらえ方というものについて、理解ができ始めたぐらいなんです。それで、私ごとですが、やはり行政と市民の間では、そういう意識といいますか、一つの物事に対してでも、そういうとらえ方、認識が違っていると私は思っております。

以前に、せんだって都市マスタープランの策定について、同じように策定の

方々がいらっしゃったと思うんですが、その策定の方々の中にでも、意見の一つとして、やはり団体からの代表で来られる人にとっては理解がしがたく、意見も出しにくいというような話も私は聞いたことがあります。やはり各計画案の整合性ですとか、策定委員の方々が審査する上で重要になってくるのは、そういう研修であったりフォローだと思うんですが、その辺の計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） せんだっての総合計画審議会の席でも、例えば、その団体の代表で来ているというようなところで、個人的な意見との相克がある、ちょっとギャップがあるというような意見が出されました。それはもちろんでありますので、そういった場合には、その団体の意見も出していただき、あるいは個人としての意見も出していただき、そういった中で議論を深めていくということではないかなというふうに思いますが。

議長（南靖久議員） 5番。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。前回、この間の第1回の策定委員会の方で、そういうお話がもう既に出ていれば、そちらの方で対応していただけると、ちょっと安心したところでございます。やはり、せっかくこの大きな計画を立てるに当たって、市民参加でする事業ですので、参加した策定委員の方々には、ぜひ達成感を持てる議論を交わしていただいて、今後、市民と協働したまちづくりを目指していけるように努力していただきたいと思います。

続きまして、公共施設及び設備等における管理とあり方について質問をさせていただきたいと思います。先ほど答弁いただいた目的別基金についてなんですが、私も先日、尾鷲市過疎地域自立促進計画案を拝見いたしました。そのほとんどが現存の事業であり、それらの事業費を過疎債に巻きかえることで、一般財源の余裕を生むという目的があると思いますが、その差額の中から一部をやはり積み立てて、先ほど市長の答弁の中で、公共施設への積み立て6,000万円という数字もありましたけども、公共施設といっても幅広くございます。特に短いサイクルの中で修繕しなければいけないところ、そういったことを事業ごとに仕分けるのも、もう少し細分化するのも一つ手ではないかと思えます。

それと、今回の中で、これが特定目的基金の積み立てのきっかけとなるというふうに私も理解させていただいてもよろしいのでしょうか。後でお答えの方をお願いしたいと思います。というのは、やはり来るべき地方分権に向けて対応でき

る自立した自治体を目指していただきたいと思いますので、現在、行財政改革に取り組んでいるさなか、公的施設や設備、改修や整備、改築に伴う費用を特定の目的が計画的に実施できるように、資金の積み立てとして位置づける必要もあるのではないかと思います。また、一般会計における財政調整基金の用途は、災害や将来的に必要な事業に投入する目的で積み立てていき、これらへの負担を減らす方向で期待したいと思いますので、市長のお考えの中で、先ほどの細分化するという部分に、公共施設の積み立てをさらに細分化する、明確化するというところについて、答弁いただければありがたいです。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 私からお答えさせていただきます。

まず、順番にお答えさせていただきますに当たって、まず財政秩序の方面から説明させてもらいます。基本的に地方公共団体の財政は単年度主義でございまして、その年に税金をいただいて、あるいは補助金なり一定の資金をいただいたものについては、その年度中に一定の行政課題、あるいは施策として市民の皆さんにサービスをお返しするというのが大前提でございます。その例外が、まず一つ目が基金、それから債務負担行為、それから複数年度事業ということの例外もでございます。そういった中で、よく国の方でも議論されていますけども、霞が関の埋蔵金と言われますように、特別会計ですとか、それから特定目的基金が埋蔵金といったことで議論されています。それは、単年度主義を侵すものだといった考え方から、それは必要以上に行うべきでない、大きな国の財政秩序の考えがございまして。

そういった中で、現在、尾鷲市には12の基金がございまして、まず筆頭が財政調整基金なんですけども、財政調整基金は一般財源に充てることのできる基金、そのほか特定目的基金というのも数多くございます。そういった中で、特定目的基金を例えば事業ごとにふやしてしまうというのは、先ほどの財政秩序の考え方としては矛盾することになりますので、なるべく特定目的基金をふやさない方向で、もし必要があるのであれば、財政調整基金の中で全体を管理していくといったことが認められております。ですから、尾鷲市としましても、施設に対して必要がございましたら、特定目的基金ということも視野の中にももちろん入れますけども、大きくは財政調整基金をまず第一義的に考えて整理していくべきものと考えております。

議長（南靖久議員） 5番。

5 番（三林輝匡議員） どうもありがとうございました。特定基金の中でも、尾鷲の場合は抱えている事業といいますか、そういったものがたくさんあるというのは私もわかっておりまして、今回、公共施設への積み立てをやるということで、私もそれで理解していくつもりでございます。

それと、公共施設の将来像について、ちょっとお聞きしたいと思います。先ほども触れた中で、やはり尾鷲市には、老朽化によって、今後、改築、改修を余儀なくされるような施設が、公共施設以外にも庁舎や宿舍といった公用施設、市営住宅や教育文化施設、産業廃棄物処理施設や医療福祉施設といった公益施設もあり、計画的な自主計画が必要でございます。減りつつある人口に伴い、税収も減る一方で、厳しい財政状況を踏まえると、今後は行政と民間との協働を図っていくことも必要ではないかと思えます。そのためには、行政の行っている業務の部分を、民間に切り離せる事業は見直していかねばならないと思えます。また、民間企業に新たな事業分野への進出を促すことも、地場産業の活性化につながるのではないのでしょうか。そういった公共施設の今後のあり方についてお聞かせ願いたいと思えます。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 民間の力をおかりするという考え方は、例えば P F I 手法とかがあると思えます。これにつきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、その基本理念に基づいて、行政の効率化や財産を有効利用するものですが、本市における今後の施設整備に当たりまして、コスト縮減だけにとらわれず、地域経済の活性化につながるような P F I の手法導入もこれから視野に入れていきたいなど。現に四日市とか各地でそういった手法を取り入れて、修繕とか施設管理がされているようなこともお聞きしていますので、そういったものも調査・研究しながら今後の参考にさせていただきたい。

議長（南靖久議員） 5 番。

5 番（三林輝匡議員） 答弁ありがとうございます。今、P F I のことも含めて、市長の方から答弁をいただいたんですが、私もこの P F I 事業について、これまで検証もされてきたとは思いますが、再度、導入の可能性を調査するののも一つのいい方向に向くのではないかなと思っております。やはり現在取り組まれている事業においては、自治体の公費負担を削減する有効策として、尾鷲市の場合は公設民営の指定管理者制度を導入しておりますが、施設整備事業においては、今、総務省の方もハコモノから運営管理の業務を主体とする運営重視型へという移行

の考えもあるようです。事業運営を行う業者とか団体が効率よくニーズに合ったサービスを提供するに当たっては、やはりこのPFI事業のように施設の計画から携わった方が、よりよい施設運営ができると思います。総務省の打ち出しているPFI事業という民間資金等活用事業というものを、ぜひ今後、取り組む事業へ、現在の事業の中においても適用する事業もあると思いますので、ぜひ導入可能性調査を試みていただいて、財政難の今日の自治体負担を減らしていただきたいと思います。そして、市民サービスのメニューを充実させることで、持続可能なまちづくりを目指していただきたいと思っております。

それで、このPFIについてもう少しお聞きしたいんですが、やはり今、もう10年ぐらい前からPFIは始まっておりますが、今、ここ最近、さまざまなパターンが追加されて、各事業に見合ったプランが出てきております。外部からの企業誘致や公益施設の誘致など、地元の公共サービスと組み合わせた事業を試みている自治体もありますし、この事業の背景には、市民と行政の協働と地場産業の活性化を含む要素があると思います。行財政改革による事業の際には検討をぜひしていただきたいと思っております。そして、市長も先ほどおっしゃられた、コストだけにとらわれず、地域活性という意味を深めて、ぜひ議論していただきたいと思います。

そして、そのPFIの要素とよく似ているんですが、これまで行政が実施してきた事業を民間が担うことによって、民間の事業領域が拡大するという解釈でPFIも始まっていると思います。公共事業を事業者間の競争を通じることで競争力が強化され、新たな事業や産業が創出されると。そして、それらは地元、尾鷲市にとっても経済の活性化になるということだと思っております。そして、公共サービスの提供については、民間の資金とか、すぐれた経営能力、技術力を活用するために、尾鷲市が持ち得る事業範囲を民間に活用して、住民サービスを向上させていただきたいなと思います。ただ、これはPFIに限らず、今後、尾鷲市が計画していく事業、もしくは更新していく事業の中で、こういったPFIに見習った部分も、一部分を取り入れるような方向もいいのではないかなと思っておりますが、市長はこういうことに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 過去にも行財政改革の一環の中で、指定管理者制度とか、そういった民間の活力をおかりする手法は取り入れていますし、今後、どのような手法があるのか、もちろんこれからは、地域主権主義の中では市民との協働といっ

た部分も出てくると思いますので、そういった面も含めて、これからの施設運営とかそういったものを考えていきたいなというふうに思っております。

議長（南靖久議員） 5番。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。やはり今、尾鷲市をこれまで担ってきた商工業も、時代とともに疲弊してきております。そんな中で、民間事業者の方は、新たな分野への事業進出も当然視野に入れた上で、皆さん、事業の方をやっておられるわけですから、そういったところにそういった力を利用できるような施策、こういうPFIもそうですけども、PFIにおいては、その他の施設において、観光施設ですとか研究所ですとか新エネルギー施設とか、そういったものも適用されます。そういったものを含めて、自治体と商工会議所とか民間が、それぞれの実績を生かし合った地場産業の活性化になるテーマをなるべくつくっていただきたいと思います。

そしてまた、市長もお考えだと思んですけども、やはりよそから企業誘致という面で、これまでのようにただ単に工業用地をつくるとか海洋深層水だけに頼るとのことじゃなくて、こういった事業も含めて、地域企業誘致による地場企業・産業の向上、活性化、そういったことを踏まえて考えていただきたいと思います。

最後になりますが、やはり尾鷲市の所有する施設、設備、車両等は、耐用年数を超えているものが多くて、延命利用しているのが現状だと思います。第6次総合計画策定という大きな計画を立てる一方で、施設や設備等の計画性のない行き当たりばったりの修繕を繰り返していけば、やがて総合計画に影響を及ぼしてしまうと思います。市民との協働でつくる計画ですから、ぜひ円滑によりよい評価が得られるように尽力願いたいと思います。

私の一般質問は以上です。

議長（南靖久議員） 以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月13日月曜日、14日火曜日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。よって、9月13日、14日は休会とすることに決しました。

以後、会期日程のとおり、15日水曜日には午前10時より予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時26分〕